

## 付 議 第 2 号

高知県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督  
に関する規則を廃止する規則議案

高知県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する  
規則（平成19年高知県教育委員会規則第22号）を廃止することについて、議決  
を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
**教 育 委 員 会 規 則**  
-----

高知県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 8 年 月 日

高知県教育長 今城 純子

**高 知 県 教 育 委 員 会 規 則 第 号**

**高 知 県 教 育 委 員 会 の 所 管 に 属 す る 公 益 信 託 の 引 受 け の 許 可 及 び 監 督 に 関 す る 規 則 を 廃 止 す る 規 則**

高知県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成19年高知県教育委員会規則第22号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

高 知 県 教 育 委 員 会 規 則

◎ 高 知 県 教 育 委 員 会 の 所 管 に 属 す る 公 益 信 託 の 引 受 け の 許 可 及 び 監 督 に 関 す る 規 則 を 廃 止 す る 規 則

## 改正等の背景

### ◀ 公益信託制度の概要 ▶

- ・信託とは：自己の財産を信頼できる他人に託し、あらかじめ定めた目的のために運用等をさせる財産管理制度。
- ・このうち、**公益を目的とする信託**（※）については、**行政機関の許認可**を受けて「**公益信託**」として扱い、信託財産について税制上の優遇措置を講じる仕組みが設けられている（公益信託に関する法律 ※旧：公益信託ニ関スル法律）。

（※）公益信託の例：志ある学生への奨学金の支給、自然環境保全の取組、科学研究への助成、文化振興の助成 等

### ◀ 公益信託制度の課題と法令改正 ▶

- ・**従来、信託に基づく活動の性質に応じて許可を行う主務官庁が異なり**、各々が許可等の基準を設ける仕組み。
  - ①信託に基づく活動の範囲が都道府県をまたぐ場合、その活動の内容に応じて各省庁が許可を行う
  - ②1つの都道府県にとどまる場合、知事のほか、活動の内容に応じて教育委員会や公安委員会が許可を行う→公益信託の許可や信託に基づく活動の監督について、**対応が統一されていないことが課題として指摘**。  
→今般、**公益信託に関する法律等が改正**され、**①は内閣総理大臣、②は都道府県知事に統一して認可権限を付与**。

## 改正等の概要

- ・法令改正を受け、以下2件の**教育委員会規則を廃止又は一部改正**する必要があるもの（付議第2号及び第3号）。
  - (1) 高知県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則  
→令和8年4月1日付けで、**都道府県における公益信託の認可権者は知事に一元化されるため、本件規則は廃止**
  - (2) 高知県教育委員会事務委任等規則  
→従来、教育委員会における公益信託の引受けの許可は教育委員会の所管事項であるが、教育委員会から当該権限がなくなるため、**該当する条項（第2条第29号：教育に関する公益信託の引受けを許可すること）を削除**
- ・一方で、**知事が教育に関する公益信託を認可するに当たっては、教育委員会の知見等が引き続き必要**であることから、知事部局から教育次長に対して、当該認可等に関する事務について**補助執行の協議**がなされているもの。  
同時に、今般の公益信託に関する制度改正と併せて行われた公益法人法の技術的な改正等を踏まえて、教育委員会の補助執行について定める告示に所要の改正を加えること<sup>3</sup>について、協議がなされているもの。（付議第4号）

○高知県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則

平成19年11月 6 日教育委員会規則第22号

高知県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則をここに公布する。

高知県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則

高知県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成3年高知県教育委員会規則第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号。以下「法」という。）第1条に規定する公益信託（公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成4年政令第162号）第1条第2項の規定により高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が文部科学大臣の同条第1項に規定する権限に属する事務を行うこととされたものに限る。以下「公益信託」という。）の引受けの許可及び監督に関し必要な事項を定めるものとする。

（引受けの許可の申請）

第2条 法第2条第1項の規定により公益信託の引受けの許可を受けようとする者は、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- （1） 設定趣意書
- （2） 信託行為の内容を示す書類
- （3） 委託者となるべき者の履歴書
- （4） 受託者となるべき者の履歴書
- （5） 信託管理人を指定する場合にあっては、信託管理人となるべき者の就任承諾書及び履歴書
- （6） 運営委員会その他の当該公益信託を適正に運営するために必要な機関（以下「運営委員会等」という。）を設置する場合にあっては、その名称及び構成員の数を記載した書類並びにその構成員となるべき者の就任承諾書及び履歴書
- （7） 財産目録
- （8） 預金、有価証券等の財産の権利及び価格を証する書類
- （9） 引受け当初の信託事務年度及び翌信託事務年度（信託事務年度の定めがない信託にあっては、引受け後2年間）の事業計画書及び収支予算書
- （10） その他教育委員会が特に必要と認める書類

2 前項第3号から第5号までの規定において委託者、受託者又は信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類を添付するものとする。

(財産の移転の報告)

第3条 引受けを許可された受託者は、遅滞なく、前条第1項第7号の財産目録に記載の財産の移転を受け、その移転を終わった後1月以内に、これを証する登記所、銀行等の証明書類及び信託行為の謄本を添付して、その旨を教育委員会に報告しなければならない。

(事業計画書等の届出)

第4条 受託者は、毎信託事務年度(信託行為に別段の定めがないときは、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。以下同じ。)開始前に、翌年度の事業計画書及び収支予算書を教育委員会に届け出なければならない。

(事業計画書等の変更の届出)

第5条 受託者は、第2条第1項第9号の事業計画書及び収支予算書又は前条の事業計画書及び収支予算書を変更したときは、遅滞なく、これらを教育委員会に届け出なければならない。

(事業報告)

第6条 受託者は、毎信託事務年度終了後3月以内に、その年度末現在の財産目録を添付して、その年度における次に掲げる事項を教育委員会に報告しなければならない。

(1) 事業の状況

(2) 収支決算

(公告)

第7条 受託者は、前条の事業報告をした後、遅滞なく、前信託事務年度の事業及び財産の状況を公告しなければならない。

(信託の変更に係る書類の提出)

第8条 受託者は、法第5条第1項の特別の事情が生じたと認めるときは、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 信託の変更を必要とする事由を記載した書類

(2) 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容に係るものである場合にあっては、同項各号の書類に変更後の事業計画書及び収支予算書を添付しなければならない。

(信託の変更の許可の申請)

第9条 受託者は、法第6条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 信託の変更を必要とする事由を記載した書類
- (2) 信託の変更をする根拠となる信託法（平成18年法律第108号）の規定（同法第149条第4項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- (3) 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容に係るものである場合にあっては、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添付しなければならない。

（信託の併合の許可の申請）

第10条 受託者は、法第6条の規定により信託の併合の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 信託の併合を必要とする事由を記載した書類
- (2) 信託の併合をする根拠となる信託法の規定（同法第151条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- (3) 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- (4) 信託法第152条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他同法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類

2 第2条第1項第5号から第10号まで及び第2項の規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第1項第9号中「引受け」とあるのは、「信託の併合」と読み替えるものとする。

（吸収信託分割の許可の申請）

第11条 受託者は、法第6条の規定により吸収信託分割の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 吸収信託分割を必要とする事由を記載した書類
- (2) 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第155条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- (3) 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- (4) 信託法第156条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他同法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類

（新規信託分割の許可の申請）

第12条 受託者は、法第6条の規定により新規信託分割の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 新規信託分割を必要とする事由を記載した書類
- (2) 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第159条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類
- (3) 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- (4) 信託法第160条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他同法の定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類

2 第2条第1項第5号から第10号まで及び第2項の規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第1項第9号中「引受け」とあるのは、「新規信託分割」と読み替えるものとする。

(受託者の辞任の許可の申請)

第13条 受託者は、法第7条の規定に基づき辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 辞任しようとする事由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

(検査役の選任の申請)

第14条 委託者又は信託管理人は、信託法第46条第1項及び法第8条の規定に基づき検査役の選任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 選任を請求する事由を記載した書類
- (2) 検査役の選任に関する意見を記載した書類

(受託者の解任の申請)

第15条 委託者又は信託管理人は、信託法第58条第4項及び法第8条の規定に基づき受託者の解任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 解任を請求する事由を記載した書類
- (2) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

(新たな受託者の選任の申請)

第16条 委託者、信託管理人又は運営委員会等の構成員（以下「利害関係人」という。）は、信託法第62条第4項及び法第8条の規定に基づき新たな受託者の選任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 受託者の任務の終了の事由を記載した書類
- (2) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
- (3) 新たな受託者となるべき者に係る第2条第1項第4号及び第2項に掲げる書類
- (4) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

(信託財産管理命令の申請)

第17条 利害関係人は、信託法第63条第1項及び法第8条の規定に基づき信託財産管理者による管理を命ずる処分（第2号において「信託財産管理命令」という。）を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 受託者の任務の終了の事由を記載した書類
- (2) 信託財産管理命令を請求する事由を記載した書類
- (3) 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第18条 信託財産管理者は、信託法第66条第4項及び法第8条の規定により信託法第66条第4項各号に掲げる行為（次項において「保存行為等」という。）の範囲を超える行為の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
- (2) 許可を受けようとする事由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第66条第4項及び法第8条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

第19条 信託財産管理者は、信託法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定に基づき辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 辞任しようとする事由を記載した書類

(2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

(3) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定に基づき辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第3号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産管理者等の解任の申請)

第20条 委託者又は信託管理人は、信託法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定に基づき信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 解任を請求する事由を記載した書類

(2) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定に基づき信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、前項第2号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産法人管理命令の申請)

第21条 利害関係人は、信託法第74条第2項及び法第8条の規定に基づき信託財産法人管理人による管理を命ずる処分(第2号において「信託財産法人管理命令」という。)を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 受託者の死亡の事実を記載した書類

(2) 信託財産法人管理命令を請求する事由を記載した書類

(3) 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の選任の申請)

第22条 利害関係人は、信託法第123条第4項又は第258条第6項及び法第8条の規定に基づき信託管理人の選任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 選任を請求する事由を記載した書類

(2) 信託管理人となるべき者に係る第2条第1項第5号及び第2項に掲げる書類

(信託管理人の辞任の許可の申請)

第23条 信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定に基づき辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 辞任しようとする事由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の解任の申請)

第24条 委託者又は他の信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定に基づき信託管理人の解任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 解任を請求する事由を記載した書類
- (2) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(新たな信託管理人の選任の申請)

第25条 利害関係人は、信託法第129条第1項において準用する同法第62条第4項及び法第8条の規定に基づき新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 信託管理人の任務の終了の事由を記載した書類
- (2) 新たな信託管理人となるべき者に係る第2条第1項第5号及び第2項に掲げる書類

(信託の終了の申請)

第26条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第165条第1項及び法第8条の規定に基づき信託の終了を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 信託の終了を請求する事由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 残余財産の処分の見込みに関する書類

(諸届出)

第27条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 委託者が死亡したとき（委託者が法人である場合にあっては、解散したとき。）。
- (2) 委託者又は受託者の氏名、職業又は住所に変更があったとき（委託者又は受託者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務に変更があったとき。）。
- (3) 信託管理人の氏名、職業又は住所に変更があったとき（信託管理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務に変更があったとき。）。
- (4) 信託管理人又は運営委員会等の構成員に変更があったとき。

2 前項第4号の規定による届出の場合（運営委員会等の構成員が再任である場合を除く。）にあっては、第2条第1項第5号及び第2項又は第1項第6号の書類を添付しなければならない。

（書類及び帳簿の備付け）

第28条 受託者は、その事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令の規定により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 信託行為及びこれに附属する書類
- (2) 受託者及び利害関係人の名簿及び履歴書（これらの者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類）
- (3) 運営委員会等の議事に関する書類
- (4) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 官公署往復書類
- (7) その他必要な書類及び帳簿

（業務の監督）

第29条 教育委員会は、法第3条及び第4条第1項の規定により、受託者に対し、報告を求め、又は資料を提出させることができ、また、その職員に公益信託の業務の処理について実地に検査させることができる。

2 教育委員会は、前項の検査の結果、是正する必要があると認めるときは、法第4条第1項の規定により、受託者に対し、財産の供託その他必要な処分を命ずることができる。

3 教育委員会は、公益信託の監督上必要があると認めるときは、法第4条第1項の規定により、事業計画及び収支予算について変更を命じ、又は運営委員会等の設置を命ずることができる。

4 第1項の規定により、職員が実地検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(公益信託の終了の報告等)

第30条 受託者は、信託が終了したときには、終了後1月以内に、信託の終了事由を記載した書類を教育委員会に提出しなければならない。

2 清算受託者は、信託の清算が終了したときは、清算終了後1月以内に、報告書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書

(2) 信託の清算終了時における財産目録

(3) 残余財産の処分に関する書類

(委任)

第31条 この規則に定めるもののほか、教育委員会の所管に属する公益信託に係る引受けの許可及び監督に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。